

諮詢庁：防衛大臣

諮詢日：平成26年10月8日（平成26年（行情）諮詢第535号）

答申日：平成28年4月18日（平成28年度（行情）答申第1号）

事件名：「防衛事務官に対する訓戒処分について」等の開示決定に関する件
(文書の特定)

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定局長に対する訓戒処分に関して「行政文書ファイル等」（防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号））として管理されている文書の全て。＊「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、次に掲げる2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

文書1 防衛事務官に対する訓戒処分について

文書2 沖縄防衛局長の講話に係る調査報告書

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成25年2月6日付け防官文第1385号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、更なる文書の特定を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 本件対象文書に関わる事案の重大性を鑑みると、他にも文書が存在するものと思われる。

(2) 本件対象文書に係る事案と同様な事案における関連文書（2012.2.26 - 本本B1142）の量に鑑みると、特定された文書が余りに少なく、更に文書が存在するものと思料される。

第3 謝問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「特定局長に対する訓戒処分に関して「行政文書ファイル等」（防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号））として管理されている文書の全て。＊「行政機関の保有する情

報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。」（本件請求文書）の開示を求めるものである。

本件開示請求に対しては、まず「防衛事務官に対する訓戒処分について」（文書1）を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成24年6月1日付け防官文第7609号により開示決定（以下「当初決定」という。）を行い、その後、改めて検討した結果、「沖縄防衛局長の講話に係る調査報告書」（文書2）を本件請求文書に該当する文書として特定することとし、平成25年2月6日付け防官文第1385号により当初決定を変更する開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立ての主張について

異議申立て人は、「本件対象文書に関わる事案の重大性」及び「同様な事案における関連文書の量」に鑑みると、他にも文書が存在するものと思われるとして、他にも文書がないか確認を求めるが、特定局長に対する訓戒処分の手続については、本件調査報告書を受けて開始したものであり、同局長に対する訓戒処分の手続について保有している行政文書は当初決定及び原処分に際して特定した文書が全てであることから、異議申立て人の主張には理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成26年10月8日 | 諮詢の受理 |
| ② 同日 | 諮詢庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成27年10月7日 | 審議 |
| ④ 平成28年2月25日 | 審議 |
| ⑤ 同年4月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、特定局長に対する訓戒処分に関して行政文書ファイル等として管理されている文書（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1を特定して開示する当初決定を行った後に、当初決定に対する異議申立てを受け、同決定を変更し、文書1及び文書2（本件対象文書）を特定して開示する原処分を行った。

これに対し、異議申立て人は、本件対象文書の外にも文書が存在するはずである旨主張するところ、諮詢庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の経緯等について、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁は、次のとおり説明する。

ア 訓戒処分に関する文書は、行政文書ファイル「服務関連原義綴り（平成24年度）」（以下「本件行政文書ファイル」という。）につづられており、その中から、特定局長に対する訓戒処分に関する文書である本件対象文書を特定した。

イ 本件開示請求については、当初、特定局長に対する訓戒処分の原議書の開示を求めるものと理解し、原議書である文書1を特定し、当初決定を行ったが、同決定に対する異議申立てを受けて検討した結果、参考資料である文書2も追加して特定することとし、文書1及び文書2（本件対象文書）を特定して開示する変更決定を行った。

本件行政文書ファイルには、本件対象文書の外に、特定局長に対する訓戒処分に関する文書はつづられていない。

(2) そこで検討すると、本件開示請求は、特定局長に対する訓戒処分に関して行政文書ファイル等として管理されている文書の開示を求めるものであるから、職員の服務に関する文書がつづられている本件行政文書ファイルから特定局長の訓戒処分に係る文書全てを特定した旨の諮詢庁の説明が不自然、不合理とはいえず、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していると認めるべき特段の事情も存しないから、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件については、原処分に対する異議申立てから諮詢までに約1年8か月が経過している。当審査会への諮詢については、平成17年8月3日の各省庁の申合せにより、特段の事情がない限り、不服申立てがあった日から遅くとも90日を超えないようにすることとされている。

諮詢の著しい遅れは、不服申立ての処理を遅延させ、簡易迅速な権利救済手段である不服申立制度の趣旨を没却することにもなりかねない。

諮詢庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮詢に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に

開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子